

かつらぎ町自殺対策計画

～「誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現」を目指して～

《令和2年度～令和6年度》



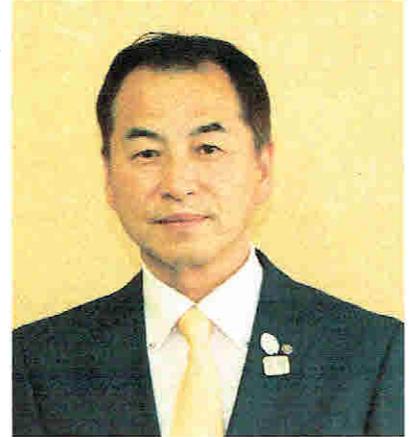
令和2年10月

かつらぎ町

はじめに

我が国の自殺者数は、平成22年以降年々減少を続けていますが、依然として毎年2万人以上の方が自ら命を絶つという深刻な状態が続いています。

このような状況を受け誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられました。市町村においては、課題を明らかにし、必要な取り組みを進めると共に、既存のあらゆる事業を自殺防止対策として結び付け自殺対策を進めることが求められています。



本町においては、「かつらぎ町長期総合計画」及び「かつらぎ町地域福祉計画」を上位計画とし、これまで「かつらぎ町高齢者福祉計画」・「かつらぎ町障害者基本計画」・「かつらぎ町障害福祉計画」など、対象者ごとに個別の計画を策定して福祉・保健サービスの充実に努めてまいりましたが、残念ながら毎年数名の方が自殺により亡くなられている状況であります。

このような状況のなか、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため「かつらぎ町自殺対策計画」を策定します。

本計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現」を目指し、行政と住民の皆様、関係機関、地域で活動する様々な活動団体などと協働・連携しながら、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年10月

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	4
第2章 かつらぎ町の自殺の現状	5
1. 統計データから見るかつらぎ町の自殺の現状	5
2. かつらぎ町における自殺の特徴	9
3. 地域福祉に関する住民アンケート調査	10
第3章 計画の基本的な考え方	12
1. 基本理念	12
2. 基本認識	12
3. 基本方針	15
第4章 計画の取り組み	16
1. 施策体系	16
2. 地域におけるネットワークの強化	17
3. 自殺対策を支える人材の育成	18
4. 住民への啓発と周知	18
5. 生きることの促進要因への支援	19
6. 児童生徒の自殺対策に資する教育	23
第5章 推進体制	24
1. 計画の推進	24
2. 計画の進捗管理	24
資料編	25
【資料1】 自殺対策基本法	25
【資料2】 国における「自殺総合対策大綱」(概要)	30
【資料3】 各種問い合わせ	31